

令和 3 年度

「宮津市民いきがい・助け合い基金 助成事業」 実施要綱

1. 目 的

宮津市社会福祉協議会では、「宮津市民いきがい・助け合い基金運営要領」に基づき、宮津市における地域共生社会の実現に向け、地域住民が主体的に取り組む新たな地域福祉活動を応援するため、活動立ち上げに係る運営経費を支援することを目的に実施する。

2. 実施主体 社会福祉法人 宮津市社会福祉協議会

3. 助成対象

(1) 対象となる活動 新たに開始する地域福祉活動（※ 主な活動例は裏面を参照）

(2) 対象となる団体等

① 宮津市民で（1）の活動に取り組む団体・グループ及び個人

（ただし、政治活動や宗教活動を主たる目的とする団体及び反社会的活動団体を除く）

② 宮津市社会福祉協議会地区支会、ボランティアグループ、ふれあいサロン、自治会、老人クラブ連合会、NPO 法人、市内の企業等

(3) 助成額 上限 1 団体 10 万円

① 対象経費は活動に必要な運営経費全般

② 助成は 1 団体（個人）、1 活動につき 1 回のみ

4. 助成方法 申請方式

5. 助成申請期間 随時申請可

6. 助成決定 申請内容を確認し決定

7. 対象期間 令和 3 年 11 月 1 日 ～ 令和 4 年 3 月 31 日まで

8. 申請方法 所定の申請用紙に必要事項を記入し、別紙助成申請書（様式 1）、予算書（様式 2）を添付のうえ、宮津市社会福祉協議会へ提出

9. 問 合 せ 宮津市社会福祉協議会まで（電話 0772-22-2090）

助成金申請にあたっての注意点等

◆「宮津市民いきがい・助け合い基金 助成事業」について

- ・この助成事業は、公益財団法人さわやか福祉財団の堀田力会長様からお寄せいただいた寄付金を活用し、住民主体の生きがいづくりや助け合い活動等を進めるための事業です。

◆ 助成対象となる活動について

- ・新しく始める活動が対象であって、既存活動や活動の充実等は助成金の対象外です。
- ・イベントや研修など単年度で終了する取組みは対象外です。
(ただし、活動を実施するために行う人材育成等の研修は対象)

◆ 主な活動（例）について

- ・「身近な場所で居場所づくり」、「車両を使った移動支援」、「健康維持のための健康体操の場づくり」、「ゴミ出しや電球の取替などちょっとした困りごとをお手伝いする助け合いの活動」、「一人暮らし高齢者等の訪問や見守りにつながる活動」など、地域住民が主体となる地域福祉活動。

◆ 助成額について

- ・助成額の上限は10万円ですが、予算書を参考に活動に必要な金額の助成となります。
- ・同じ団体等であっても、新たな活動を複数実施される場合は、それぞれ助成の対象となります。
- ・次の経費は対象となりません。
 - ① 人件費（ただし、講師の謝礼、有償活動等に協力する者の活動費は対象）
 - ② 活動に直接関係のない経費・営利を目的とする活動経費
 - ③ 行政委託・補助の対象事業または委嘱された活動、他の助成を受けている活動
(ただし、委託・補助・委嘱、他の助成活動の範囲外の活動については対象)
 - ④ その他、不明な経費等については社協事務局へ相談してください

◆ 助成方法／助成申請期間／決定について

- ・助成金の申請は、年間を通じていつでも申請が可能です。
- ・必要な申請書類は、宮津市社会福祉協議会の窓口やホームページで入手することができます。
- ・助成金の決定（有無）については、活動内容等によりお時間をいただく場合があります。
- ・助成金を受けられた場合、活動及び決算報告書（様式3・4）が必須となります（活動写真添付）。

◆ 対象期間について

- ・助成金の対象期間は、基本、単年度（4月1日～翌年3月31日まで）としていますが、助成金の申請時期によっては、要相談としています。

◆ 問合せ／提出先 **社会福祉法人 宮津市社会福祉協議会**

(〒626-0041 京都府宮津市字鶴賀 2109 番地の2 宮津市地域ささえあいセンター内)

電話 0772-22-2090 / FAX 0772-25-2414 / メール miayzu294@io.ocn.ne.jp

